

平成 25 年 11 月 13 日

各 位

仙台市青葉区一番町 2 丁目 1 番 1 号  
株式会社 仙 台 銀 行

金融円滑化に関する基本方針等の概要および金融円滑化の実施状況について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、金融円滑化に関する基本方針等を定め、地域における金融の円滑化に積極的に取り組んでまいりました。その取り組みに関する事項につきまして、法令に基づき金融円滑化に関する基本方針等の概要および金融円滑化の実施状況を公表いたしましたのでお知らせいたします。

なお、今回の公表は、平成 25 年 3 月末で期限経過となりました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の基づく実施状況（下記 1～5）のほか、平成 25 年 4 月 1 日以降の法の期限経過後の受付分を含めた実施状況についても併せて公表（下記 6）するものです。

資料につきましては、次ページ以降をご覧ください。

1. 金融円滑化に関する基本方針の概要
2. 返済条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要
3. お客さまからの苦情・ご相談への対応を適切に行うための体制の概要
4. 中小企業のお客さまへの経営改善・再生のための支援を適切に行うための体制の概要（行内体制の概要（付属資料・・・体制図）を含む）
5. 平成 21 年 12 月末～平成 25 年 3 月末までに申込みのあった条件変更等の平成 21 年 12 月末～平成 25 年 9 月末までの 3 ヶ月毎の金融円滑化の実施状況（別表 1～4）
6. 平成 21 年 12 月末～平成 25 年 9 月末までの 3 ヶ月毎の金融円滑化の実施状況（公表資料は「金融円滑化への取り組みに関する開示資料（平成 25 年 4 月～）」をご覧ください）

以上

本件に関する問い合わせ先  
融資部融資統括課：小岩  
TEL:022-225-8241（代表）

## 金融円滑化に関する基本方針

当行は「信を万事の本と為す」の行是の下、銀行の社会的責任と公共的使命を遂行するため、社会からの信用と信頼を確保することを経営理念とし、これまでも金融円滑化を一元管理するための「金融円滑化委員会」の設置や復興支援等を目的とした地元企業応援部の創設、さらに企業支援部門の増員などをおこない地域の金融円滑化に積極的に取り組んでまいりました。金融円滑化法の期限経過後も返済条件の変更等にかかるご相談等には、真摯な対応を継続していくとともに、さらに、より積極的な支援等が必要なお客さまにつきましては、外部専門家や外部支援機関等を活用し、また連携を図るなど金融円滑化に向けた取組みをさらに強化してまいります。

### 〔基本方針の概要〕

#### 1. 新規のご融資・返済条件の変更等に対する適切な審査

新規のお借入や返済条件の変更等のご相談・お申込みに対し、機械的・画一的に判断することなく、お客さまの実態を踏まえ適切な判断を行うよう努めてまいります。

特に、返済条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客さまの行っている事業についての改善若しくは再生の可能性等、あるいはお客さま個人の財産および収入の状況等を勘案しつつ、できる限り返済条件の変更等に応じるよう努めてまいります。

また、返済条件の変更等を行ったお客さまについて、返済条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規のお借入や返済条件の変更等のご相談・お申込みをお断りすることなく、お客さまの実態を十分に把握したうえで、適切な資金供給を行うよう努めてまいります。

#### 2. 経営改善に向けた支援

中小企業のお客さまに対する経営相談・経営指導およびお客さまの経営改善に向けた取組みに関し、企業の技術力・販売力等を含む経営実態を十分に把握したうえで、経営改善計画の策定支援、ビジネスマッチング情報の提供等、適切かつきめ細かく対応するよう努めてまいります。また、お客さまへコンサルティング機能を発揮する場合には、金融機関が果たすべき役割を認識し、お客さまの経営課題を把握・分析した上で、適切な助言などによりお客さま自身の課題認識を深めつつ主体的な取組みを促し、同時に最適なソリューションの提案・実行に努めてまいります。

### 3. 事業価値を適切に見極めるための能力の向上

お客さまの事業価値を適切に見極めるため、人材の育成、能力の向上に向け、必要な研修の実施、研修会等への参加、および適切な指導等に努めてまいります。

### 4. 適切・丁寧な説明

新規のお借入や返済条件の変更等のご相談・お申込みに対する説明に関し、お客さまの事情や知識を細かく把握したうえで、迅速かつ適切な検討・回答に努めるとともに、ご要望に沿えない場合または資金回収等を行う場合は、可能な限り根拠を示してお客さまの理解を得るための丁寧な説明に努めてまいります。

### 5. 苦情等への対応

新規のお借入や返済条件の変更等のご相談・お申込みに対するお客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情に関し、本部に返済条件の変更等に関わる苦情相談専門窓口を設置するほか、各営業店に金融円滑化に関する責任者および担当者を配置し、適切な対応を行うよう努めてまいります。

### 6. 事業再生手続への対応

- (1) お客さまからの貸付条件の変更等の申込み、特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という）の実施依頼の確認、または再生支援に関わる機関等からの債権買取の申込み等の求めについては、他業態を含め関係する他金融機関等がある場合には、当該金融機関等と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- (2) お客さまの事業の再生、または地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、株式会社地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- (3) お客さまから特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者より、当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、当該中小企業者様の事業再生の可能性を十分に検討したうえで、迅速な紛争解決のために当該依頼を行うよう努めてまいります。
- (4) 再生支援に関わる機関から債権買取申込み、事業再生計画に従って債権の管理または処分をすることの同意を求められた場合には、対象事業者の事業の改善または再生の可能性等を十分に検討したうえで、適切に対応するよう努めてまいります。また、上記同意に係る事業再生計画について、必要に応じ、返済条件の変更等に協力するよう努めてまいります。

## 7. 他金融機関等との緊密な連携

返済条件の変更等や経営改善支援に関し、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会等、中小企業再生支援協議会、住宅金融支援機構等が関係している場合は、お客さまの同意を得たうえで、当該関係者と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

## 8. 金融仲介機能の発揮

円滑な資金供給（新規の信用供与を含む）や貸付けの条件の変更等を含めた金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備および取組みについては、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）に規定（※）された趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化および地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な対応を図るよう努めてまいります。

（※）「機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない」

## 〔体制の概要〕

### 1. 返済条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要

#### （1）ご相談の受付体制の整備

営業店では、中小企業のお客さま、住宅ローンご利用のお客さまの新規のお借入や返済条件の変更等に関わるご相談のほか、経営改善に向けたご相談も承っております。

#### （2）「金融円滑化委員会」の設置

金融円滑化に向けた取組みをさらに強化するため、下記の事項を責務として「金融円滑化委員会」を設置しております。

- ① お客さまのお借入および返済条件の変更等に関するご相談、経営改善に向けたご相談等に対して、適切な対応を行うための態勢の整備・確立に向けて具体的な施策の策定を行います。
- ② 本部各部・営業店に対して、金融円滑化に関する取組みへの周知徹底を行います。
- ③ 金融円滑化の実施状況を適切に把握し分析・評価のうえ、関係部署への適切な指導等を行います。
- ④ コンサルティング機能の発揮に際し金融機関が果たすべき役割を踏まえ、コンサルティ

ング機能を発揮するための具体的な施策の策定を行います。

- ⑤ 金融仲介機能の発揮について、現状を把握し必要に応じて具体的な施策の検討・策定を行います。

### (3) 金融円滑化管理の責任者および担当者の配置

金融円滑化の実施状況を適切に把握し、お客さまへの支援態勢をより強固なものにするため、本部に金融円滑化管理責任者、各営業店に金融円滑化責任者および金融円滑化担当者を配置いたします。

#### ① 金融円滑化管理責任者（本部）

金融円滑化管理責任者は、融資部担当役員、融資部長、リスク統括部長、推進部長の4名とし、お客さまに対する最適なソリューション（経営課題を解決するための方策）の提案を含め、コンサルティング機能および金融仲介機能を発揮させるための役割を踏まえた金融円滑化管理態勢の整備・確立に努めるとともに、自らの自主的な判断により適時適切に情報開示を行います。

#### ② 金融円滑化責任者（各営業店）

金融円滑化責任者は、お客さまの本質的な経営課題を把握・分析し、事業の持続可能性等を適切かつ慎重に見極め、必要に応じて本部や他の金融機関等と連携し最適なソリューションの提案・実行およびソリューションの実施状況の管理を含め、営業店における金融円滑化管理態勢の整備・確立に努めます。

#### ③ 金融円滑化担当者（各営業店）

金融円滑化担当者は、お客さまからの金融円滑化関連のご相談・お申込み・苦情等について積極的かつ適切に対応するとともに、その内容等に関する記録等を適切に管理します。

### (4) お客さまの返済条件の変更等に関する状況の適切な管理

- ① 返済条件の変更や経営改善に向けたご相談等のお申込みがあった場合は、真摯に対応しその内容について記録を行い、各営業店の金融円滑化担当者が法令・内部規定に基づき適切に保存します。
- ② 各営業店の金融円滑化責任者は、返済条件の変更や経営改善に向けたご相談等の申込状況や進捗状況等を金融円滑化に関する本部統括部署へ報告します。
- ③ 金融円滑化に関する本部統括部署は、本部各部署・各営業店からの報告を取りまとめ金融円滑化委員会および取締役会等に報告します。金融円滑化委員会および取締役会等は

その報告を分析・評価し、必要に応じて改善を行います。

## 2. お客さまからの苦情・ご相談への対応を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの苦情・ご相談に適切に対応するため、本部のリスク統括部お客さまセンターにフリーダイヤルの「金融円滑化にかかわる苦情相談専門窓口」を新たに設置しております。
- (2) 各営業店では、金融円滑化責任者および金融円滑化担当がお客さまからの苦情・ご相談に適切に対応します。
- (3) 本部のリスク統括部お客さまセンターおよび各営業店の金融円滑化責任者は、苦情・ご相談の内容・対応等について、適切に記録・保存を行うとともに、その内容・対応等を金融円滑化に関する本部統括部署に報告します。
- (4) 金融円滑化に関する本部統括部署は、本部のリスク統括部お客さまセンターや各営業店からの報告を取りまとめ金融円滑化委員会および取締役会等に報告します。金融円滑化委員会および取締役会等はその報告を分析・評価し、必要に応じて改善を行います。

## 3. 中小企業のお客さまへの経営改善・再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 各営業店は、返済条件の変更等を行った企業を含めて継続的な企業訪問等を通じ、コンサルティング機能の発揮に際し金融機関が果たすべき役割を踏まえ、お客さまの本質的な経営課題を把握・分析し、事業の持続可能性等を適切かつ慎重に見極めた上で、適時に最適なソリューションを提案するように努めるとともに、お客さま自身が本質的な経営課題をお客さま自身が正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、お客さまがその解決に向けて主体的に取り組んでいくことを促すように努めます。また、お客さまの主体的な取組みに対しては、実行するソリューションの合理性や実行可能性の検証・確認を支援するとともに、必要に応じて、他の金融機関、中小企業再生支援協議会等の外部専門家、外部機関と連携し、お客さまの経営課題への取組みを支援するように努めます。
- (2) お客さまの経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、そのライフステージ（創業、新事業への進出、経営改善、事業再生、事業承継）等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、お客さまの立場に立って適時に適切なソリューションを提案するように努めます。その際、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援策の活用も十分に検討します。また、税制特例措置が講じられている場合もあることからその点についても留意します。

特に、お客さまが事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点か

ら、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用するように努めます。

- (3) 経営改善が必要であると判断されるお客さまについては、経営改善計画の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて経営相談・経営指導を行う等、経営改善に向けた働きかけを行います。また、経営改善・事業再生等の支援が必要なお客さまに対する支援にあたっては、以下の点に留意します。

① 経営改善計画の策定支援

上記に掲げるソリューションのうち、経営改善計画の策定が必要となるものについて、金融機関とお客さま企業、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（金融機関から提案されたソリューションがお客さま企業、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該ソリューションを織り込んだ経営改善計画の策定に取り組むように努めます。

経営改善計画は、お客さまが本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、お客さまが自力で策定することが望ましいため、経営改善計画の合理性や実現可能性、経営課題を把握・分析し、事業の持続可能性等を適切かつ慎重に見極めた上で、適時に最適なソリューションを適切に織り込んでいるか等について、お客さまと協力しながら確認するように努めます。

ただし、お客さまが自力で経営改善計画を策定できないやむを得ない理由があると判断される場合には、お客さまの理解を得つつ、経営改善計画の策定を積極的に支援（お客さまの実態を踏まえて経営改善計画を策定するために必要な資料の作成を含む）します。その際、当行単独では経営改善計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援するように努めます。なお、経営改善計画の策定にあたっては、中小企業の人員や財務諸表の作成能力等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、お客さまの経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指します。また、お客さまが大部で精緻な経営改善計画等を策定していない場合であっても、安易に貸付条件の変更等の申込みを謝絶することなく、経営改善計画等の見直しの提言、再策定支援等に努めます。

② 新規の信用供与

貸付条件の変更等を行ったお客さまに対しても積極的かつ適切に金融仲介機能を

發揮する観点から、お客さまの経営課題を把握・分析し事業の継続可能性等を適切かつ慎重に見極めた上で、経営改善が必要なお客さま等から新規の信用供与の申込みがあった場合であって、新規の与信供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それがお客さまの業況や財務等の改善に繋がることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の与信供与を行うよう努めます。

### ③ 事業再生支援に関する主体的・継続的な関与

当行がメイン先であるお客さまにおいて、再生支援に関わる機関等の機能を活用してお客さまの事業再生支援をおこなうときは、当行が主体的かつ継続的に関与していくように努めます。また、仮にお客さまの事業再生が困難であると判断するに際しては、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえた対応をおこなうように努めます。

- (4) 適切なソリューションを含んだ経営改善計画については、実行後においても必要に応じて連携先と協力しながら継続的にモニタリングを行うように努めるとともに、経営相談等を通じて進捗状況の適切な管理に努めます。また、事業再生支援の取組みにあたっては、ビジネスマッチングやM&Aに関する情報活用やABLなどの中小企業に適した資金供給手法の検討にも努めます。
- (5) 地元企業応援部サポート室は、営業店における人材やノウハウの不足の補完や経営資源の有効活用のために本部による支援態勢の整備に努めるとともに、各営業店の支援活動を積極的にサポートするほか、各営業店の支援状況を適切に管理し必要に応じて指導を行うとともに、支援状況およびその進捗状況等を金融円滑化委員会および取締役会等に報告します。金融円滑化委員会および取締役会等はその報告を分析・評価し、必要に応じて改善を行います。
- (6) 住宅ローンの貸付条件変更等の相談・申込みに対しては、お客さまの将来にわたる無理のない返済に向けて、家族収入や今後の収入の見込み等を総合的に勘案する等、お客さまの実態を十分に踏まえた上で迅速かつ適切に対応します。また、他の金融機関、住宅金融支援機構、あるいは保証会社に関係する場合は、当該機関等と緊密に連携し対応するよう努めます。

## 4. 行内体制の概要

別添の「金融円滑化に関する行内体制の概要」のとおりです。

## 〔金融円滑化の実施状況〕

### 1. 実施状況の概要

当行は、これまでもお客さまのご要望・ご相談に対しましては柔軟に取り組んでおりましたが、平成21年12月4日の「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行にともない、より一層柔軟かつ積極的に取り組むことを目指し金融円滑化に関する基本方針を定め、金融の円滑化への取組みを強化してまいりました。

その結果、平成21年12月4日（法施行日）～平成25年3月末までの金融円滑化に関する条件変更等の受付の状況は、申込金額・件数で中小企業者が107,159百万円、3,865件、住宅資金借入者が6,085百万円、495件となっております。そのうち平成25年3月末時点で審査中であったものを含めた平成21年12月4日（法施行日）～平成25年9月末における措置の実施状況の概要は、条件変更等の実行をおこなった債権は金額・件数で中小企業者が100,685百万円、3,503件、住宅資金借入者が4,006百万円、342件、お客さまからの申出により取下げとなった債権は金額・件数で中小企業者が3,066百万円、167件、住宅資金借入者が987百万円、74件、お客さまのご要望等に沿えなかったため謝絶に至った債権は金額・件数で中小企業者が3,408百万円、195件、住宅資金借入者が1,091百万円、79件となっております。

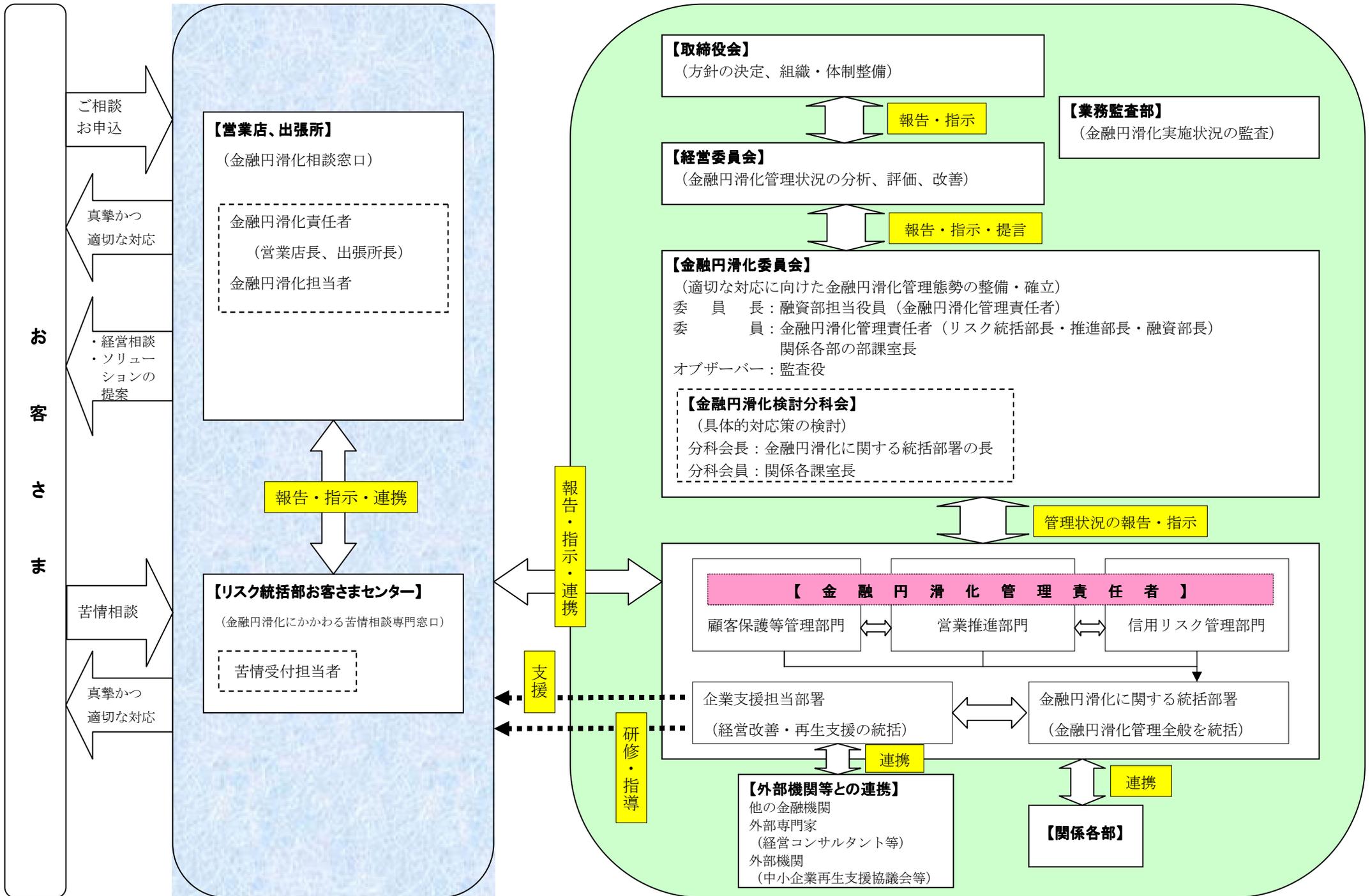
なお、謝絶となった債権の中には、自己破産に関する受任通知を受理（申立てには至っていないもの）した債権や、お客さまの都合等や他行との連携等の関係から申込日から3ヵ月が経過したため、法の定めにより謝絶に区分した債権、中小企業者で2,949百万円、161件、住宅資金借入者で1,017百万円、73件を含んでおります。

### 2. 実施状況

別表1～4のとおりです。

以上

# 金融円滑化に関する行内体制の概要



中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応状況

(別表1)[申込者が中小企業者である場合における貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,453	12,421	19,326	25,810	31,765	41,757	55,825	64,027	68,879	78,193	83,884	93,056	98,648	107,159	107,159	107,159
うち、実行に係る貸付債権の額	413	9,488	14,789	21,963	27,360	36,181	47,909	58,240	62,767	69,641	76,718	85,444	90,973	99,226	100,438	100,685
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1	151	769	1,305	1,741	1,922	2,424	3,085	3,324	3,335	3,343	3,343	3,368	3,398	3,408	3,408
うち、審査中の貸付債権の額	2,025	1,874	2,746	1,416	1,310	2,216	3,717	617	629	3,024	1,527	1,650	1,553	1,608	246	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	12	906	1,020	1,124	1,353	1,436	1,774	2,085	2,156	2,192	2,295	2,617	2,751	2,926	3,066	3,066

(注1)  
計数は各時点における平成21年12月4日以降受付分の累計となります。なお、東日本大震災にともないお客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止していた債権は含んでおりません。

(注2)  
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震にともなう津波により、報告をおこなうために必要な書類が滅失した6か店の平成23年3月1日から平成23年3月11日までの分は含んでおりません。

(注3)  
謝絶となった債権の中には、自己破産に関する受任通知を受理(申立てには至っていないもの)した債権や、お客さまの都合等や他行との連携等の関係から申込日から3か月が経過したため、法の定めにより謝絶に区分した債権2,949百万円を含んでおります。

(別表2)[申込者が中小企業者である場合における貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	113	431	698	1,023	1,301	1,597	2,115	2,459	2,670	2,938	3,186	3,410	3,627	3,865	3,865	3,865
うち、実行に係る貸付債権の数	27	267	487	807	1,069	1,287	1,705	2,132	2,334	2,574	2,790	3,012	3,223	3,433	3,494	3,503
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	24	63	99	121	139	166	181	186	190	191	191	193	194	195	195
うち、審査中の貸付債権の数	81	116	114	70	53	103	149	41	37	58	83	70	67	78	9	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	24	34	47	58	68	95	105	113	116	122	137	144	160	167	167

(注1)  
計数は各時点における平成21年12月4日以降受付分の累計となります。なお、東日本大震災にともないお客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止していた債権は含んでおりません。

(注2)  
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震にともなう津波により、報告をおこなうために必要な書類が滅失した6か店の平成23年3月1日から平成23年3月11日までの分は含んでおりません。

(注3)  
謝絶となった債権の中には、自己破産に関する受任通知を受理(申立てには至っていないもの)した債権や、お客さまの都合等や他行との連携等の関係から申込日から3か月が経過したため、法の定めにより謝絶に区分した債権161件を含んでおります。

住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応状況

(別表3)〔申込者が住宅資金借入者である場合における貸付けの条件の変更等の申込みを受付けた貸付け債権の額〕

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	350	1,225	1,822	2,345	2,851	3,224	4,361	4,815	5,019	5,287	5,533	5,567	5,845	6,085	6,085	6,085
うち、実行に係る貸付債権の額	0	301	565	956	1,186	1,500	2,231	2,871	3,033	3,201	3,473	3,546	3,709	3,932	4,006	4,006
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	129	525	733	795	880	965	975	1,038	1,038	1,038	1,047	1,047	1,091	1,091	1,091
うち、審査中の貸付債権の額	350	653	436	195	320	233	443	134	94	175	98	26	137	101	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	139	294	460	548	609	721	834	852	871	923	946	951	959	987	987

(注1)  
計数は各時点における平成21年12月4日以降受付分の累計となります。なお、東日本大震災にともないお客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止していた、または停止している債権は含んでおりません。

(注2)  
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震にともなう津波により、報告をおこなうために必要な書類が滅失した6か店の平成23年3月1日から平成23年3月11日までの分は含んでおりません。

(注3)  
謝絶となった債権の中には、お客さまの都合等によって申込日から3カ月が経過したため、法の定めにより謝絶に区分した債権1,017百万円を含んでおります。

(別表4)〔申込者が住宅資金借入者である場合における貸付けの条件の変更等の申込みを受付けた貸付け債権の数〕

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	24	90	139	184	228	257	355	396	417	436	456	461	479	495	495	495
うち、実行に係る貸付債権の数	0	27	52	84	106	130	196	253	269	285	304	311	322	337	342	342
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	9	35	49	57	64	72	73	75	75	75	76	76	79	79	79
うち、審査中の貸付債権の数	24	45	33	21	26	18	31	8	9	11	8	4	10	7	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	9	19	30	39	45	56	62	64	65	69	70	71	72	74	74

(注1)  
計数は各時点における平成21年12月4日以降受付分の累計となります。なお、東日本大震災にともないお客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止していた、または停止している債権は含んでおりません。

(注2)  
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震にともなう津波により、報告をおこなうために必要な書類が滅失した6カ店の平成23年3月1日から平成23年3月11日までの分は含んでおりません。

(注3)  
謝絶となった債権の中には、お客さまの都合等によって申込日から3ヵ月が経過したため、法の定めにより謝絶に区分した債権73件を含んでおります。